

# 東京大学医学部附属病院及び東京大学医科学研究所附属病院 研修生受入規則

最終改正平成26年2月4日

(趣旨)

第1条 東京大学医学部附属病院及び東京大学医科学研究所附属病院(以下「附属病院」という。)において研修生を受け入れる場合は、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 研修生として研修を希望できる者は、別表に掲げる職種の免許を有する者とする。

(手続)

第3条 研修を希望する者は、所定の申請書に所定の書面を添えて、病院長に申請をしなければならない。

2 病院長は、前項の規定により、研修の申請があったときは、附属病院の業務に支障がないと認めた場合に限り、研修を許可することができる。

(研修期間)

第4条 研修生の研修期間は、原則研修を許可する日に属する会計年度を超えないものとする。

(研修料)

第5条 研修を許可された者は、研修料の全額を前納しなければならない。但し、医療関係団体等の組織からの申込みにあつては、後納も可能とする。

2 研修生より、一括納付が困難であると申し出があつた場合は、分割納付を可能とする。

3 研修料を所定の期間までに納付しない者に対して、病院長は研修の許可を取り消すものとする。

4 既納の研修料はいかなる理由であっても返還しない。

5 研修料の額は別表のとおりとする。但し、特別の事情により別表に掲げる研修料によることができない場合にあっては、あらかじめ病院長の承認を得た場合に限り、別段の取扱いをすることができる。

(研修)

第6条 研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

2 研修生は、病院長の定めた研修課程に従い、指導者の指示に基づき研修しなければならない。

3 研修生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。又、研修中知り得た秘密を漏らしてはならない。研修の終了後も同様とする。

(願い出による退所)

第7条 研修生が退所しようとするときは、病院長に退所願を提出しなければならない。

(研修の停止及び許可の取消し)

第8条 病院長は、研修生が第6条第2項及び第3項の規定に違反し、又は研修生として相応しくない行為があつたときは、当該研修生の研修を停止させ、若しくは第3条第2項に定める許可を取り消すことができる。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、研修生に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

研修料金表

職 種	料 金	備 考
薬剤師	32,400円/月	
薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、歯科技工士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、臨床心理士、言語聴覚士、精神保健福祉士	5,400円/日	薬剤師については、期間が6日間以内の場合に限る。

上記によりがたい場合は、病院長の決定によるものとする。